

令和6年度 第14回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和7年3月26日（水）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第14回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和7年3月26日（水）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第32号 青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について
議案第33号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について
議案第34号 青梅市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第35号 青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について（追加）
議案第36号 青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正について（追加）
議案第37号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（追加）
議案第38号 青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
（追加）
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分等の報告について（教育総務課・指導室）
- 2 青梅市立学校運営連絡協議会設置要綱の廃止について（指導室・教育指導担当）
- 3 令和7年度青梅市立学校教育課程届出概要について（指導室・教育指導担当）
- 4 青梅市学校給食配膳員取扱要綱の廃止について（学校給食センター）
- 5 令和7年度社会教育事業年間計画について（社会教育課）
- 6 青梅市沢井図書館の臨時休館について（社会教育課）
- 7 「青梅市図書館基本計画（原案）」に対する意見募集の実施について（社会教育課）
- 8 青梅市吉川英治記念館の利用料金減免基準の承認について（文化課）
- 9 重要文化財 旧宮崎家住宅の開館時間の変更について（文化課）
- 10 第57回青梅マラソン大会の開催結果について（スポーツ推進課）
- 11 青梅エクストリームスポーツパークオープニングイベントの開催について（スポーツ推進課）
- 12 諸報告
（1）委員会等会議録

ア 青梅市立学校施設のあり方審議会会議録（教育総務課）

イ 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）

ウ 青梅市図書館運営協議会会議録（社会教育課）

(2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔2月分〕について（指導室・教育指導担当）

イ 長期欠席児童・生徒の状況（1月）について（指導室・教育指導担当）

ウ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・スポーツ推進課）

協議事項（再掲）

1 令和7年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について（教育総務課）

2 青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について（教育総務課）

3 青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正について（教育総務課）

4 青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について（学務課）

5 青梅市青少年専門相談員取扱要綱の一部改正について（学務課）

6 青梅市立学校運営連絡協議会の廃止に伴う関係教育委員会規則等の整備について（指導室・教育指導担当）

7 青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（社会教育課）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦

出席説明員	学 校 教 育 部 長	谷 合 一 秀
	生涯学習部長	森 田 利 寿
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	拝 原 茂 行
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	学校給食センター所長	榎 戸 智
	社会教育課長	平 岡 正 海
	美術担当主幹	田 島 奈都子
	スポーツ推進課長	中 村 栄 之
	文化複合施設等整備担当主幹	森 田 和 洋

書 記	教育総務課庶務係長	板 垣 良 平
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後 1 時30分開会

日程第 1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員 2 名が出席しておりますので、本会議は成立をいたしました。

これより、令和 6 年度第14回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、日程第 2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、徳長委員を指名いたします。

次に、令和 7 年 2 月 7 日開催の第12回定例会および 2 月 19 日開催の第13回臨時会の会議録につきましては、事前に御送付し、それぞれ御確認をいただいておりますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認め、令和 6 年度第12回定例会および第13回臨時会の会議録につきましては、御承認をいただきました。

次に、本日の議事進行につきまして、日程第 3、教育長報告事項の 1、青梅市教育委員会事務委任規則第 3 条にもとづく専決処分 of 報告についてにつきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第 3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、日程第 3、教育長報告事項に移ります。

初めに、委員の皆様から御報告を頂戴したいと存じます。徳長委員、お願いいたします。

【委員（徳長）】 2 月 28 日に東京都教育委員会連合会研修会に参加させていただきました。

棚園正一さんが講師を務められ、自身の不登校体験やエピソードを踏まえたお話を聞きました。不登校のきっかけとなったのが、教師の心ない発言であったということをおっしゃっていました。最後に質問ができるということで、そのときの学校の対応はどうでしたかと聞いたのですが、学校からは、登校できないのはお宅のお子さんだけですよということをおっしゃったそうです。その言葉で保護者も諦めたというか、あきれたということだったので、やっぱり学校というのはそういうところで真摯に対応していかなくてはいけないのだなと思えました。

それから、3 月 8 日は、児童・生徒表彰式に参加させていただきました。今年も頑張った児童・生徒がたくさんいたので、本当にすごいなと思えました。

3 月 19 日の泉中学校卒業式は、とても厳粛な式で、昭和世代の私としては、学ラン姿がとってもカッコいいなということで、今年で終わるらしいのですけれども、学ランがとってもいいなと思

いました。

それから、3月22日、東小・中学校の卒業式。6年生と中学3年生の子どもたちも大きな声で発表や返事をしていて、とても立派な態度で卒業証書を受け取っていました。代表生徒の言葉は、やっぱり胸に迫るような思いがしました。

3月24日は、若草小学校の卒業式でしたが、わかくさ学級の児童も含めて皆、立派に卒業証書を受け取っていました。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。百合委員、お願いします。

【委員（百合）】 私も東京都市町村教育委員会連合会の研修会に出席させていただきました。

棚園先生の本は、以前に読んでみたいなと思ってメモしてあった話だったので、御本人のお話が聞けてとてもよかったです。

学校に行けなくて何もできないのではなくて、好きなことが見つかりとその後的人生が大きく変わったという実体験の話聞いて、今学校に行けていない子も、何かそういう自分が一生懸命取り組めるものが見つかるといいなと思いました。

私は、新町中学校の卒業式に出席させていただいたのですが、生徒の顔が学校訪問のときとは全く違い大人になった、しっかりとした顔つきで堂々とした姿で卒業していく姿をととてもうれしく思いました。

最近、近所の公園のそばを歩くと遊具が新調されているところがところどころありまして、子どもたちは、それがすごくうれしいようで、新しい遊具でたくさん遊んでいる姿を見かけます。

これからも公園で安心・安全に遊べるように取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

2月の青梅マラソン等々、御協力をいただきまして、委員の皆様ありがとうございます。

卒業式についてもそうですけども、すぐに今度は入学式ということになります。よろしく願いしたいと思います。

教員、職員含めて人事異動につきましては御承知おきかと思えますけども、後ほど改めて御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

新年度についても、一生懸命教育委員会努めてまいりたいと思えますので、よろしく願いしたいと存じます。

それでは次に、教育総務課長から順に現況報告などについて説明をお願いします。

【教育総務課長（芥川）】 教育総務課からは2点、今年度の小・中学校における各種大規模工事等の進捗について御報告をさせていただきます。

1つの工事で契約変更により工期が延びているものがあるのですが、ほぼ完了した状況でございます。

まず、校舎の外壁等の改修工事、今年度は第一小学校、第二中学校、西中学校の3校で実施し

ており、こちらはいずれも竣工してございます。

次に、屋内運動場、体育館の外壁等改修工事、こちらは第一中学校、吹上中学校の2校で実施しておりまして、吹上中学校は明日の竣工となっております。

次に、LEDの改修工事、今年度は、第二小学校、第四小学校、第五小学校、第六小学校、第七小学校、成木小学校、河辺小学校、新町小学校、藤橋小学校、第一中学校および第三中学校の小学校9校、中学校2校で実施しており、全て竣工しております。

次に、屋内運動場、非構造部材耐震化工事でございますが、先ほどのLED改修工事11校のうち、改築した第四小学校、第三中学校と、既に過年度に実施している第六小学校の3校を除いた8校を並行して実施し、こちらも完成しております。

最後に、第七中学校の合併浄化槽改修工事も先月に竣工しております。

以上、今年度の各工事につきましては、大きな支障等はなく順調に終わったということでございます。

また、来年度も多くの工事を予定しておりまして、各工事の進捗等については、随時お知らせをしていきたいと考えております。

教育総務課からは以上です。

【学務課長（山田）】 学務課からは1点、机の上に配付させていただいております、東京都就学相談ガイドブックについてお知らせ申し上げます。

東京都教育委員会では、特別支援教育に関する理解促進を図るため、就学相談の手續や特別支援学校、特別支援学級などの学びの場の紹介、早期の支援につなげるために、保護者向けの就学相談ガイドブックを毎年作成・配布をしております。

今回配付させていただいておりますのは、この3月に作成し、既に各小・中学校には共有させているものでございます。

今年度のガイドブックにつきましては、動画コンテンツの充実を図る、そして保護者はもとより、関係者にとっても活用度の高いものにするという意図で作成が進められておりまして、青梅市にも動画撮影の協力依頼がございました。市では、第四小学校つくし学級の児童および保護者の協力をいただくことができまして、つくし学級での授業の様子や保護者と教員へのインタビュー動画が撮影され、コンテンツとして今回追加をされてございます。

第四小学校で撮影されました動画につきましては、3か所ございまして、ページおめくりいただきますと、付箋をつけてある部分が1ページ目の右の下側、もう1ページめくっていただいた両ページにも下段のほうに2か所付箋がつけてございます。特別支援学級で過ごす児童の時間、それから保護者へのインタビュー、教員へのインタビュー、この3点でございます。

そのほかにも、今回内容の充実が図られておりまして、副籍交流や特別支援学校の動画もございますので、ぜひお時間ある際に御覧いただければ幸いです。

学務課からは以上でございます。

【教育長（橋本）】 この付箋のところで、第四小学校の動画が出てくるということでしょうか。

【学務課長（山田）】 第四小学校に関係するところ3か所に付箋をさせていただいております。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

【指導室長（拝原）】 指導室からは、3月3日に実施しました校長会について御報告いたします。校長会では、その他を含めて4点伝えております。

1点目が人事異動関係で、3月7日に管理職の異動内示を行うことを連絡しております。

2点目は、卒業式・入学式に関する対応についてということで、国旗掲揚・国歌斉唱につきまして、職務命令の発送を当日までに必ず行うよう連絡しております。また、職務命令違反が発生した場合の対応についても連絡しております。

3点目は、サービス事故の防止についてであります。サービス事故に関しましては、年度末に発生しやすい個人情報の紛失の注意、それから文書等の適切な処理、年度末で保存年限が過ぎる文書の廃棄等がございますが、そういったものを確実にするよう連絡をしております。

3点目が購入した教材等を適正に使用するよう連絡をしております。

4点目がその他としまして、それぞれ各学校において確実に引継ぎを行うように伝えております。特に校長、副校長、養護教諭、各主事等、1人の職場については引継ぎについて丁寧に行うように伝えております。

また、各種電子データ等についても適切に引き継ぐよう連絡をしております。

その他2点目としまして、非常勤教員の任用の手続について、不備のないよう適切に実施するよう注意喚起をしております。

指導室からは以上でございます。

【学校給食センター所長（榎戸）】 学校給食センターからは3点御報告申し上げます。

初めに、新たな取組として、食品ロスの削減を目的に余剰となった食材をフードバンクへ寄贈する取組を始めたことを報告いたします。

学級閉鎖や天候による休校など、急な事情により子どもたちが給食を食べられなくなった場合、納入業者へのキャンセルができたり、受け取ってもやりくりのできる食材以外は、これまでは全て廃棄処分としておりました。

これは、学校給食ではアレルギー疾患による事故を防止するため、当日の献立にない食材、あるいはメニューは提供しないこと、また、昨年度までは食材費である学校給食費が保護者負担であったことから、余剰となった食材を有効活用することが難しく廃棄処分としていたものです。

しかしながら、今年度から学校給食費の無償化により食材を公費で購入していることから、余剰となった食材は処分せずに寄贈することは可能であると考え、取り組みを始めたものでございます。

そして、今月4日に友田町3丁目にありますフードバンク青梅を訪問し、先方の意向も確認できましたので、その場でふりかけやジャムを寄贈し、翌5日には降雪に伴う休校が発生したことから、清見オレンジを50個寄贈いたしました。

今後も急なキャンセルにより食材に余剰が発生した場合は、廃棄処分の前にフードバンク青梅

の意向を確認しながら、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、食指導について報告いたします。

先般、第三小学校の特別支援学級の児童が学校給食センターの見学に来られたことを報告いたしました。その流れで、先月20日の午後、農家の方を第三小学校にお招きし、特別支援学級独自の教科である生活単元学習として、ジャガイモの植付け指導を行いました。

農家の方の指導の下、児童が自分たちでくわで土を起し、半分に切った種芋に灰をつけて植え付けるまでを行いました。慣れない様子でしたが、子どもたちは楽しそうに作業をし、新学期に実ると言われた芋をととても楽しみにしている様子でした。

今回の指導につきましては、教育委員会ホームページで公開しておりますので、機会がございましたら御覧ください。

最後に、新学校給食センターの建設についてでございます。

現在の進捗状況でございますが、事業者が近隣の土地を借り上げて現場事務所を立ち上げるとともに、敷地内では重機を用いて基礎となるくいの工事が始まっております。今後は、これを5月頃までに終え、その後は山留め、掘削工事を行い、8月からは基礎の躯体工事と進めてまいります。

建設工事につきましては、これからも進捗具合を見て報告してまいります。

学校給食センターからは以上でございます。

【社会教育課長（平岡）】 3月1日の公益財団法人青梅佐藤財団との共催事業である「飛び出せ！サイエンスファミリー」についてです。バスで行く見学ツアーなのですけれども、19組の親子、合計45人、大型バス1台を借りて、江東区にあります日本科学未来館と防災体験学習施設そなエリア東京、こちらに科学の最先端を見ようということで行ってまいりました。

そして、8日には、同じく佐藤財団との共催で行っている青梅市国際理解講座の閉講式がありました。120名定員のところ、6年度につきましては117名の子どもたちの参加がありまして、一年を通して様々な学習を行ってまいりました。閉講式ではその成果発表等もありまして、大変素晴らしい内容でございました。

また、本年度最後の事業として、22日にジェンダー平等講演会を青梅市役所で実施いたしました。「人気アニメ作品から見るジェンダー平等」というタイトルの下、ディズニーやジブリ等の作品の中で、ジェンダーがどのように描かれてきたのかという視点での講演でございました。参加者15名で開催をしたところであります。

この1年間、社会教育課として数多くの事業を行ってまいりましたけれども、参加者アンケート等から参加してよかったといった声を読み取れましたので、よかったのではないかと感じております。

本日、この後、報告事項の中で、令和7年度の年間事業計画も説明させていただきますけれども、来年度も新規事業をはじめ継続事業、さらに充実していい事業となるように努力していきたいと感じているところでございます。

社会教育課からは以上です。

【文化課長（北村）】 郷土博物館について1点御報告をさせていただきます。

既にお知らせのとおり、現在開催中の特別展「青梅市郷土博物館開館50年のあゆみ」の会期が今月30日までとなっております。それ以降はしばらく休館となります。3月23日には、市内中学校の学校長や文化財保護指導員、文化財保護審議会会長も務められた野村慎三郎氏をお招きしまして、関連講演会を開催いたしました。

約50人近くの参加がございまして、関係者も参加しまして、とても貴重なお話をお聞きすることができました。また、結果については次回の定例会で御報告いたします。

以上です。

【教育長（橋本）】 各課からの報告は終わりました。

その中で御質疑等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、教育長報告事項を順次説明させていただきます。

2 青梅市立学校運営連絡協議会設置要綱の廃止について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 初めに、教育長報告事項の2、青梅市立学校運営連絡協議会設置要綱の廃止について説明をいたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、報告資料2を御覧ください。

青梅市立学校運営連絡協議会設置要綱の廃止について、廃止理由から説明をさせていただきます。

本要綱は、学校運営連絡協議会の設置に関しまして、協議事項等必要な事項について定めたものであります。

令和7年度からは全て小・中学校が学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールへ移行することから本要綱を廃止するものでございます。

この後、協議事項にて御説明いたしますが、協議事項6、青梅市立学校運営連絡協議会の廃止に伴う関係教育委員会規則等の整備についてと関連する内容になりますので、そちらで改めて御説明させていただきます。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

4月1日に廃止ということによろしいでしょうか。移行期間などは不要でしょうか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 令和7年度から、現在、学校運営連絡協議会となっている学校の12校が学校運営協議会となりますので、廃止期日は4月1日となります。

【教育長（橋本）】 承知しました。よろしいでしょうか。

3 令和7年度青梅市立学校教育課程届出概要について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の3、令和7年度青梅市立学校教育課程届

出概要について説明をいたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、令和7年度青梅市立小中学校教育課程届出概要について御説明いたします。

報告資料3を御覧ください。

初めに小学校のものとなりますが、表の一番上、学校名をそれぞれ第一小学校から右の東小学校まで記載しております。左側上段には開校記念日、その下が学習発表会、運動会等各学校の行事の日程について入っております。また、その下には各学校の1学期、2学期、3学期の始業式、終業式、修了式の日程を入れてございます。

1学期の始業式は、小学校が4月7日で全校同一になります。また、こちらの内容に記載はございませんが、入学式につきましては、次年度から始業式の翌々日としております。学校においては午後に実施する学校もございますが、教育委員の皆様のお席等について何とぞよろしくお願いいたします。2学期の始業式につきましては、一律9月1日とされております。

中段へ行っていただきまして、左側、周年行事と書いてございますが、こちらについては各学校の周年行事を記載しておりますが、令和7年度につきましては、霞台小学校が50周年式典で1校となります。

またその下には、各学校のクラブ活動、委員会活動の時間と回数が記載されております。また委員会活動の下には、道徳授業地区公開講座の日程が記載されております。

特別支援学級の宿泊行事、第5学年の御岳移動教室、第6学年の移動教室・林間学校等の日程が記載されております。

またその下には、小中一貫教育の日、それぞれ1学期、2学期、3学期、グループの中学校区が記載されております。

その下、週の学年ごとのコマ数が記載されております。

また下のほうには、いじめに関する研修日、年間3回実施するというように書いております。次に、中学校の概要について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、内容・項目につきましては小学校と同様となっております。

一番上に学校名、それぞれ開校記念日から下の欄に記載があります。

都民の日の下に合唱コンクール等の日程が、中学校は、小学校一番上ですけれども、これは記載されております。また運動会、それぞれ下のほうに記載をしております。

2学期の始業式につきましては、小学校と多少違いますが、行事等によって若干始業式の日を早めに行っている学校もございます。

また、小学校と同様に土曜授業とか、周年行事は中学校にはございません。あとは生徒会活動、道徳授業地区公開講座が記載されております。

下のほうへ行きまして、校外学習につきましては、1年生、2年生、3年生、その下にも2年生の移動教室、3年生の修学旅行というふうに記載しております。

また、一番下のほうには、いじめに関する研修日ということで、年間3回ずつ、小学校と同様

に設定をしております。

以上で説明を終わります。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

4 青梅市学校給食配膳員取扱要綱の廃止について（学校給食センター）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の4、青梅市学校給食配膳員取扱要綱の廃止についてを説明いたします。

【学校給食センター所長（榎戸）】 それでは、学校給食センターから青梅市学校給食配膳員取扱要綱の廃止について御報告申し上げます。

お手元の報告資料4を御覧ください。

初めに、1の廃止の理由につきましては、資料に記載しておりますが、学校給食配膳員につきましては、自校調理方式である第二小学校を除く全校に配置しており、令和2年度に、それまで青梅市学校給食配膳員勤務要綱にもとづき臨時職員として雇用していたものを、本要綱にもとづく会計年度任用職員に切り替え、同時に一部を業務委託したものでございます。

その後、退職者は補充せずに委託化を進め、令和5年度からは、最後の1人が第六小学校に勤務しており、その方がこの3月末日をもって退職され、そこを委託することで会計年度任用職員がいなくなるため、本要綱を廃止するものでございます。

次に、2の廃止期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

以上、大変雑駁ではございますが、青梅市学校給食配膳員取扱要綱の廃止についての報告いたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

5 令和7年度社会教育事業年間計画について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の5、令和7年度社会教育事業年間計画について説明をいたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、報告資料5を御覧いただきたいと思います。

令和7年度の社会教育事業年間計画についてでございます。

表の左側から、担当課、実施場所などの区分、そして月ごとに区分した実施時期を記載してございます。こちらの中から主な事業だけを説明させていただきます。

まず、3番の生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭ですが、5月10日、11日で実施を予定しております。4月3日に最終的な実行委員会で詳細についてを決定する予定でございます。

続きまして、5番、6番のサイエンスショー、夏のサイエンスキッズ、飛び出せ！サイエンスファミリー。また、12番、13番の国際理解講座ですが、先ほどもお話しさせていただきましたが、

佐藤財団との共催で行っている青少年対象の行事でございます。こちらを引き続き開催する予定でございます。

下から2段目になります、24番、くみまちコミュニティスペース活用ワークショップですが、こちらは株式会社カインズとの包括連携協定を結んだことにより、青梅市における様々な地域課題に対して、相互連携および共創活動を推進するためにカインズ青梅店の2階に設置されましたスペースを利用して、毎月2回、主に土曜日ですけれども、年間を通じて24回、青梅市のワークショップとして実施を予定しております。

裏面に参りまして、1番から19番までは、図書館の計画となっております。一番上の職場体験、その下にあります各種展示、おはなし会、それから教室・講座・イベント、また学校図書館運営支援ということで、こちらにつきましても、図書館事業として引き続き実施をしていく予定でございます。

3ページを御覧いただきたいと思います。1番から6番までは、郷土博物館、吉川英治記念館、美術館の計画になってございます。

郷土博物館については文化財住宅の展示事業を、吉川英治記念館については、収蔵資料を中心とした展示や、ゲームとタイアップしたコーナー展示などの実施を予定しております。

7番からは、スポーツ推進課の計画になってございます。7番、8番のイベントですけれども、スポーツDAY青梅、奥多摩溪谷駅伝、青梅マラソンなど、引き続き実施をしております。

なお、7月には新規イベントとして、「THE ROAD RACE TOKYO」が実施される予定でございます。

また、9番目以降の教室については、指定管理者が各種スポーツや文化教室を実施していく予定となっております。

説明については以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 カインズ青梅店のくみまちコミュニティスペースでは、具体的にどんなことを内容的にやっていくのか。

【社会教育課長（平岡）】 こちらそんなに大きなスペースではないのですが、部屋を利用して、小学校1年生ぐらいのお子さんと親御さんを対象としたワークショップを、年間24回、月2回、青梅市でいろんなワークショップをやってくださいということで、連携を結んでいるところでございます。

実施内容としましては、社会教育課で、季節ごとに、例えば5月とかでしたらこいのぼりですとか、夏だったら涼しげな風鈴ですとか、秋になりますとハロウィンのものとか、そういったものを親子で一緒に作って楽しむというようなワークショップ中心の事業となります。

【委員（徳長）】 人数的にはどのぐらいの人数ですか。

【社会教育課長（平岡）】 部屋の構造上、24人程度の定員となっております。

【委員（徳長）】 親子で24人。

【社会教育課長（平岡）】 委員おっしゃるとおりです。定員を募集人数としていますが、毎回定員を超える応募がある人気の事業となっております。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

ロードレース東京は7月でしたっけ。

【スポーツ推進課長（中村）】 東京都の主催事業となりますが、7月13日に開催されます。

【教育長（橋本）】 あと、掌理団体の関係で、1ページ目の21番のそれぞれの実施日はもう決まっているでしょうか。

【社会教育課長（平岡）】 4月のファミリーコンサートの日程は4月13日でございます。

【教育長（橋本）】 全ての事業はゆとりぎですか。

【社会教育課長（平岡）】 全てゆとりぎで計画をしております。

【教育長（橋本）】 分かりました。ほかよろしいでしょうか。

6 青梅市沢井図書館の臨時休館について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の6、青梅市沢井図書館の臨時休館について説明いたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、報告資料6を御覧いただきたいと思います。

現在、沢井市民センターにおいて、沢井市民センター体育館玄関エントランス部等改修工事が実施されております。

そのような中、令和7年6月22日に、東京都議会議員選挙が行われることが決定しております。投票日は沢井市民センターのロビーが投票所となるため、2階にある図書館への通行ができなくなります。

また、沢井図書館につきましては、建物の外から図書館へ行くことができる外階段があるのですが、こちらの外階段を利用するのに、体育館の前を歩いていかないとその階段に行けないような構造になってございます。

この工事により、体育館の前に階段まで行く通路を通ることができなくなったことから、投票日につきましては、沢井図書館を臨時休館とさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、広報おうめ、図書館ホームページ、館内のポスター掲示等により、周知を図っていきたいと考えてございます。

また、参議院選挙も7月下旬ということでまだ日程は確定していませんけれども、予定されていることから、東京都議会議員選挙同様に、決定した投票日につきましては臨時休館とし、同じような対応で周知を行っていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質問等ございましたらお願いいたします。

市民センターとしては営業しているのだよね。

【社会教育課長（平岡）】 沢井市民センターのロビーが投票所になるということですので、セ

ンター業務を休業するというふうには聞いてはございません。

【教育長（橋本）】 よろしいでしょうか。

7 「青梅市図書館基本計画（原案）」に対する意見募集の実施について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の7、「青梅市図書館基本計画（原案）」に対する意見募集の実施について説明をいたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、報告資料7を御覧いただきたいと思います。

「青梅市図書館基本計画（原案）」に対する意見募集の実施について御説明をいたします。

こちらは、現在の青梅市図書館基本計画が令和7年度で終了することから、その後の8年度から12年度までの5か年の計画を策定するに当たり、市民意見の募集を行うものでございます。

これまで本計画の策定経過ですが、青梅市図書館運営協議会で、令和6年3月13日、7月24日、11月21日、そして今月になりますけれども、令和7年3月14日の4回にわたり協議会委員の御意見をいただきながら、原案の修正等を行ってきたところでございます。

次に、パブリック・コメントについてであります。

1の周知方法につきましては、4月15日号広報おうめへの掲載および青梅市ホームページ、図書館ホームページで公表をいたします。

2の募集期間についてですが、4月16日から29日までの14日間を予定してございます。

3の閲覧場所ですが、青梅市ホームページおよび図書館ホームページへの掲示、また、冊子と意見用紙につきましては、社会教育課、市役所2階行政コーナー、また中央図書館および分館図書館、さらに東青梅市民センターと河辺市民センターに配置を予定してございます。

4の提出方法についてですが、ホームページからダウンロード、または閲覧場所で配布する意見用紙、または専用のフォームに必要事項、意見を記入の上、郵送、ファクシミリ、メール、専用フォーム、あとは社会教育課および中央図書館に直接持参、いずれかの方法で御提出をいただくことと考えております。

5のその他といたしまして、いただいた御意見に対しましては、個別の対応は行わず、後日、市の考え方を付して市ホームページおよび図書館ホームページで公表をしたいと考えてございます。

6の提出・問合せ先は記載のとおりとなっております。

また、一緒にお配りしております青梅市図書館基本計画（原案）についてですが、基本的にはこれまでの計画を踏襲しておりますが、令和7年度に予定している図書館システムの更新に伴う新サービスが、こちらの計画には8年度からになりますので含まれてございます。その点を御承知おきいただければと思います。

なお、こちらの図書館システムの更新に伴う新サービスにつきましては、今ある図書館カードをスマートフォンと連携することによりまして、図書館カードを持っていなくても借りることができるサービスを行うことと、もう一つ大きなこととしては、電子書籍を新たに導入する予定で

ございます。

新しいサービスといたしまして、まだ現時点では実施はされていないものなのですが、計画が8年度からということですので、こちらを入れた状態でのパブリック・コメントというふうに考えてございます。

基本計画の詳細につきましては後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上になります。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

6番の「ファックス」は「ファクシミリ」に統一してください。

この表紙の写真はもう決定でしょうか。

【社会教育課長（平岡）】 まだ変更可能です。

【教育長（橋本）】 少なくともピントが合っていないと思うので、非常に見づらいと思います。よろしいでしょうか。

8 青梅市吉川英治記念館の利用料金減免基準の承認について（文化課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の8、青梅市吉川英治記念館の利用料金減免基準の承認についてを説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、報告資料8の青梅市吉川英治記念館の利用料金減免基準の承認についてをご説明いたします。

なお、誤字の修正のため、当日の差し替えとなり大変申し訳ございませんでした。

初めに、1の趣旨につきましては、青梅市吉川英治記念館の指定管理者から、令和7年2月28日付文書をもって利用料金の減免に関する依頼を受理したため、承認しようとするものでございます。

次に、2の期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

3の対象につきましては、玉堂美術館の利用者とし、4の割引料金につきましては、大人「500円」を「400円」に、小・中学生「200円」を「150円」とするものであります。

5の根拠につきましては、青梅市吉川英治記念館条例第14条第6項にもとづくものであります。

最後に、6の理由につきましては、玉堂美術館との相互利用を促進し、来館者数の増加に結びつけるためであります。

令和6年度は効果を検証するため、7月から試行期間として実施した結果、相互割引を利用された来館者が記載のとおり、効果が見られたことから、令和7年度も継続するものであります。

なお、令和6年7月から令和7年1月までの利用者数につきましては、合計133人となっております。こちらには記載ございませんが、2月は9人の利用者でありました。+

説明については以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

これは指定管理者からの依頼ということでしょうか。

【文化課長（北村）】 そのとおりでございます。

【教育長（橋本）】 だから値下げしても大丈夫ですよということなのでしょうか。

【文化課長（北村）】 そちらも確認しましたところ、やはりそれ以上に来館者の増加に寄与するところが大きいということで、来年度も継続ということでございます。

【教育長（橋本）】 条例の14条6項ってどんな規定でしたっけ。

【文化課長（北村）】 「指定管理者は、委員会の承認を得て定める基準により利用料金を減額または免除することができる。」といった規定となっています。

【教育長（橋本）】 分かりました。よろしいでしょうか。

9 重要文化財 旧宮崎家県住宅の開館時間の変更について（文化課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の9、重要文化財 旧宮崎家住宅の開館時間の変更について説明をいたします。

【文化課長（北村）】 それでは、報告資料9の重要文化財 旧宮崎家住宅の開館時間の変更について御覧ください。

本日、資料の準備が間に合わず、当日配付となりましたことをおわび申し上げます。

初めに、1の変更の理由でございますが、旧宮崎家住宅については、日照時間の短い10月から3月までの午後4時以降は来場者数が少なく、足元が見えづらくなるため、来場者の安全性も考慮し、令和7年度以降、10月から3月までの開館時間を次のとおり変更するものでございます。

次に、2の変更内容につきましては、表の上段にあります、令和6年度までは4月から11月3日までの開館時間を午前10時から午後5時までとしていたものを、令和7年度から4月から9月までとし、表の下段にあります、令和6年度までは11月4日から3月までの開館時間を午前10時から午後5時までとしていたものを、令和7年度から10月から3月までとするのでございます。

最後に、3の周知方法につきましては、広報おうめおよび郷土博物館ホームページ等に掲載するとともに、行政メール等での情報発信を行います。

また、旧宮崎家住宅等での案内掲示を行うとともに、市の窓口および関連施設にも情報案内を行います。

説明については以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

10 第57回青梅マラソン大会の開催結果について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の10、第57回青梅マラソン大会の開催結果について説明をいたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、報告事項の10、第57回青梅マラソン大会の開催結果

についてでございます。

報告資料10を御覧ください。

第57回大会につきまして、実施結果がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。

1の開催日時につきましては、令和7年2月16日の日曜日に開催いたしました。

各部門のスタート時刻につきましては、記載のとおりでございます。

3の参加申込者数等につきましては、表のと通りの結果となっており、上から4行目、10キロの部、30キロの部を合わせた一般の計の行を御覧ください。

申込者数1万6,505人、出場者数1万4,100人、出場率85.43%、完走者数1万3,117人、完走率93.03%でありました。

次に、下から2行目の小学生、中学生を合わせたジュニアの計の行を御覧ください。

申込者数が430人、出場者数371人、出場率86.28%、完走者数371人、完走率100%でありました。

続きまして、次のページを御覧ください。

4の優勝者につきましては、30キロの部、10キロの部、ジュニアの部の部門ごと記載のとおりとなっております。

30キロの部の男子総合は荒生実慧選手、女子総合は清水萌選手が優勝いたしました。

5の招待選手の成績につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。

なお、大会当日につきましては、教育委員の皆様にはジュニアの部のスターターおよび表彰式のプレゼンターを務めていただきまして、大変ありがとうございました。大変特別な試合と思いません。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。百合委員。

【委員（百合）】 ジュニアの部のスタートが12時になったのは、選手も、あとスターターの私たちもとても体感的によかったと思います。

10時スタートのときがあったと思うのですけれども、やはりその時間では寒くて、15分ぐらいあの場にいる小学生にはつらいかなと思っていたので、12時ぐらいになるとやっぱり空気も温かくなって、待っている時間も少し楽になるので、来年以降もそういう時間や気温のことを考えて、これぐらいのスタートがいいかなと思いました。

以上です。

【委員（徳長）】 出場率が85%、これは例年に比べてどうなのでしょう。

【スポーツ推進課長（中村）】 参考資料といたしまして、一番最後のページに前回の第56回大会、第55回大会との比較データを記載してございますが、出場率であったり完走率につきましては、おおむね例年に近い数字かなというふうには捉えているところでございます。

【委員（徳長）】 意外と出場者数が多いのかなと。

あと、小・中学生はとても参加人数が少ない、少しずつ増えているのですけれども、今後は小

学生、中学生とも増やしていけたらなと思っています。

やっぱり料金はもう少し安ければいいかなという気がしています。

以上です。

【教育長（橋本）】 よろしいでしょうか。

11 青梅エクストリームスポーツパークオープニングイベントの開催について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の11、青梅エクストリームスポーツパークオープニングイベントの開催について説明をいたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、報告事項の11、青梅エクストリームスポーツパークオープニングイベントの開催についてでございます。

資料が当日となり申し訳ございませんでした。配付させていただきました報告資料11を御覧ください。

青梅エクストリームスポーツパークにつきましては、今年度、これまで条例改正や指定管理者の選定を行うとともにセクションの購入、整備を進めてまいりました。

ここでオープン日が決まりまして、オープニングイベント等の開催について御説明をさせていただきます。

1のプレオープンの概要についてであります。正式オープンに先駆け、地元地区を対象にプレオープンを実施いたします。

アの日時は、令和7年4月19日土曜日の午前10時から午後4時までです。

イの対象は、施設がある第2支会の地区、長淵、駒木町、友田町、千ヶ瀬町にお住まいの方となります。

ウの内容は、当日は施設を無料開放し、地元の方を対象に先行して施設の見学・体験をしてもらい、楽しんでいただくこととさせていただきます。青梅エクストリームスポーツ協会会員によるデモンストレーション等を行っていただく予定でございます。

管理側におきましても、利用者を受け入れる体制などの最終チェックをしたいと考えております。

なお、雨天等により体験ができない場合におきましても、来場者がいらっしゃいましたら施設見学をしていただくとともに、利用者登録の手続きを進められたらと考えております。

次に、2のオープンの概要でございます。

オープンは4月27日日曜日であります。

初めに、アのオープニングセレモニーを実施いたします。

（ア）の時間は午前9時30分から10時までです。

（イ）の対象は招待者といたします。教育委員の皆様にも、後日御案内の通知を出させていただきますので、御都合がよろしければ、ぜひ御出席をお願いしたいと存じます。

(ウ)の内容は、テープカットやプロスケーターによるデモンストレーションを実施していただく予定でございます。

セレモニーの後、イの一般開放につきましては、(ア)の時間は午前10時から午後4時まで、(イ)の対象は一般来場者、(ウ)の内容は、来場者に順に体験していただくとともに、プロスケーターによる初心者教室を、午前は小学生を対象に、午後は中学生以上を対象に実施する予定でございます。

雨天等により中止となった場合は、4月29日に順延となります。

ここに記載はございませんが、ゴールデンウイーク期間中につきましても、初心者教室や来場者促進イベントを、指定管理者と調整しているところでございます。

一緒に配付させていただきましたチラシは、プレオープン用のチラシということで、対象地区に配布するものでございます。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

12 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市立学校施設のあり方審議会会議録（教育総務課）

イ 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）

ウ 青梅市図書館運営協議会会議録（社会教育課）

(2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔2月分〕について（指導室・教育指導担当）

イ 長期欠席児童・生徒の状況（1月）について（指導室・教育指導担当）

ウ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の12、諸報告でございますが、あらかじめ委員の皆様には事前にお目通しをいただいております。

この際、御質疑等ございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

日程第4 協議事項

1 令和7年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項の1を議題といたします。

令和7年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について説明をいたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、令和7年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について説明をさせていただきます。

協議資料1を御覧いただければと思います。

こちらには、令和7年度教育施策の概要のほか青梅市教育推進プランも併せて掲載してございます。

まず、資料の5ページになります。こちらには教育目標、次の6ページから15ページまでにかけて、6つの基本方針を記載してございます。こちらにつきましては、前回2月19日の臨時会におきまして御決定をいただいた内容となっております。

本日は、17ページ以降にございます、Ⅲ、令和7年度青梅市教育委員会の主な教育施策の基本方針の1から6にわたって項目を列記させていただいておりますので、こちらのほうの説明をさせていただきますと存じます。

まず、基本方針ごとの項目でございますが、17ページの基本方針1の下に、実線の四角で囲んであります、1の人権教育の推進から始まりまして、26ページ12の市長部局との連携まで、それぞれの項目を示させていただいております、その下にゴシックの数字で項目ごとの各施策を記載してございます。

なお、令和7年度施策の合計は132施策となっております。

各施策のうち、星印がついているものが新規事業、ひし形がついているものが重点施策または拡充施策を表しております。

令和7年度の内訳でございますが、新規は1件、重点・拡充は47件、合計48件となっております。

新規事業について申し上げますと、21ページ、7の図書館事業の推進のところで、図書館システムの更新に伴う電子書籍の導入。こちらが7年度の新規事業となっております。

なお、他の施策も含めまして、26ページまで記載しております各施策につきましては、教育委員会の事務事業点検評価の対象となるものでございます。

また、各施策の項目にページ数の記載があるもの、星とひし形でございますが、27ページから74ページまで、令和7年度の主な教育施策の事業内容としまして、個票として各施策の詳細を記載してございます。

それでは、27ページからの個票についてでございます。令和7年度の主な教育施策の新規重点事業を1ページに1事業で掲載をしてございます。

1例として27ページにあります。表の上段には該当する基本方針、施策名、推進プランの柱、提言、上段には該当する主管課および事業名を記載してございます。

その下、中段には、事業目的や事業内容などの詳細、また下段には令和7年度の目標、またその下、年度ごとの目標達成の数値化、事業の期間や年度別の仕事量、さらに年度別評価等について各項目を表に表したのになってございます。

事業期間のほうは、期間が決まっている事業につきましては、各年度を網かけしてございまして、毎年度定例的に実施する事業については、長期継続の欄に網かけをしていくというような内容でございます。

今後、これらの各教育施策の実現に向けて努力を重ねていくというものでございます。

教育委員の皆様には、前回の基本方針と同様、事前に御意見を伺っておりまして、可能な限り御意見を反映させたものとさせていただいております。

この場でさらに御意見等ありましたらお伺いしたいと存じます。説明は以上でございます。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。また何かお気づきの点があったら御指摘をいただければと思いますが、協議事項でございますので、お諮りをさせていただきます。

本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、令和7年度青梅市教育委員会の教育施策の概要については承認されました。

2 青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。

青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、協議事項の2、青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

協議資料の2を御覧ください。

初めに、1の改正の理由でございますが、青梅市教育委員会印第1号印の長期使用による経年劣化に鑑み、新たな公印を追加しようとするものでございます。

2の改正の内容ですが、表に記載のとおり、1の2として、つげ製の新たな教育委員会印を追加するものでございます。

その次(2)のその他所要の規定の整備につきましては、次のページの新旧対照表を御確認いただければと存じます。

最後に3、施行期日は、令和7年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございますが、本件御承認をいただけましたら、この後、議案として提出させていただきます御決定いただく予定でございます。

よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

これは追加なのですね、更新じゃなくて。

【教育総務課長（芥川）】 従来の公印の材質が黒水牛であったのですが、現在、規則で定め

る規格で作成できないということが判明しまして、今回、材質をつけとした新たな公印を一つ追加するという対応をしたところでございます。

【教育長（橋本）】 これまでの公印もまだあるということですよ。

【教育総務課長（芥川）】 そのとおりでございます。

【教育長（橋本）】 よろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則については承認されました。

3 青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の3を議題といたします。

青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正について説明をいたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、協議事項の3、青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正について御説明申し上げます。

協議資料の3を御覧いただければと存じます。

初めに、1の改正の理由ですが、青梅市立学校における管理運営の実態に合わせて所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2の改正の内容ですが、(1)の学校徴収金に関する事務処理に関し、継続して3年を超えて同一職員に分掌させてはならないとする規定を削るというものでございます。

こちらにつきましては、過日行われました令和6年度第3回定期監査、学校監査結果で、監査委員から規程の内容が学校徴収金事務の実務になじんでいないとの声もあったことから、教育委員会がこの実情を把握し、会計事故を未然に防ぐ目的を保ちつつ、規程と実態との乖離解消に向けた対応を図られたいと要望を受けたところでございまして、それに対応するものでございます。

本規程制定当時は、学校徴収金については、主に各学年の担当の教員、先生方が当たってきたため、本規程と実情との隔離は多くない状況でしたが、この学校徴収金の事務につきましては、その性質や教員の働き方改革等により、近年、各学校へは事務職員に移管するよう進めておりまして、令和6年度の実態としては、1校の特別支援学級の会計を除く全ての学校で、都の事務職員が担当している状況であります。

なお、都事務職員の在籍期間は原則が6年間というふうになってございます。

各学校には市の事務職員も配置されており、当該事務を3年ごとに交代させるということも考えられますが、現状で市事務職員の9割が会計年度任用職員となっておりまして、当該事務の重要性等を鑑みると、各学校の都事務職員に担当させざるを得ない状況となっております。

このような状況から、今回、本規定を廃止とするものでございます。

なお、今後の不正防止対策といたしまして、第7条第5項、第8条第5項により、正副校長の

毎月の確認、こちらを徹底すること、同じ規程第8条第6項により、副校長の監督を励行、また、13条の校内監査、こちらの徹底によりまして、引き続き、不正防止を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

次に、(2)その他所要の規定の整備につきましては、別添の新旧対照表を御確認いただければと存じます。

最後、3の施行期日は、令和7年4月1日とするものであります。

説明は以上でございますが、こちらも本件御承認いただけましたら、この後議案として提出させていただきます、御決定をいただく予定でございます。

よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 青梅で徴収金事務の事故等があったのでしょうか。

【教育総務課長（芥川）】 他の自治体等ではそういう事例がありますけれども、確認する限りでは、この要綱ができてからはそういった事故は発生していないということでございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正については承認されました。

4 青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について（学務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の4を議題といたします。

青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について説明をいたします。

【学務課長（山田）】 それでは、協議事項4、青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について御説明いたします。

協議資料4を御覧ください。

初めに1、改正の理由でございます。特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に2、改正の内容、3点ございます。

(1)資格要件につきましては、法令を引用する規定に改めるものであります。現行要綱では文部科学省の収入の算定および需要額の測定要領の内容を記載しておりますが、これを文部科学省の要領を引用するという表現に改めるものであります。

(2)就学奨励費の受給の認定取消しおよび就学奨励費の返還に係る規定を実際の実務の取扱いに併せて追加するものであります。

(3)その他所要の規定の整備につきましては、別途新旧対照表を御確認いただければと存じま

す。

3、施行期日等につきましては、令和7年4月1日であります。

大変雑駁ではありますが、説明は以上でございます。よろしく御協議の上、御承認たまわりますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正については承認されました。

5 青梅市青少年専門相談員取扱要綱の一部改正について（学務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の5を議題といたします。

青梅市青少年専門相談員取扱要綱の一部改正について説明いたします。

【学務課長（山田）】 協議事項5、青梅市青少年専門相談員取扱要綱の一部改正について御説明申し上げます。

協議資料5を御覧ください。

初めに1、改正の理由であります。子育て応援課の所管である青少年対策地区委員会の名称が青少年健全育成地区委員会に変更されたことに伴い、青梅市青少年専門相談員取扱要綱における委員会名称を改める改正を行おうとするものでございます。

次に2、改正の内容であります。青少年対策地区委員会の名称を青少年健全育成地区委員会に名称変更するほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、改正部分の詳細につきましては、新旧対照表を御確認お願いいただければと存じます。

3、実施期日等につきましては、令和7年4月1日となっております。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしく御協議の上、御承認たまわりますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市青少年専門相談員取扱要綱の一部改正については承認されました。

6 青梅市立学校運営連絡協議会の廃止に伴う関係教育委員会規則等の整備について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の6を議題といたします。

青梅市立学校運営連絡協議会の廃止に伴う関係教育委員会規則等の整備について説明をいたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、協議事項6、青梅市立学校運営連絡協議会の廃止に伴う関係教育委員会規則等の整備について御説明いたします。

協議資料6を御覧ください。

初めに、整備の理由についてであります。青梅市学校運営連絡協議会から青梅市学校運営協議会規則にもとづく青梅市学校運営協議会の移行が令和7年度に完了することに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

次に、改正する規則の内容についてであります。新旧対照表を御覧ください。

表の右側、第10条の5に青梅市学校運営連絡協議会について定められていることから、表の左側のとおり、こちらの条文を削除するものであります。

資料1枚目に戻っていただきまして、廃止する要綱として、さきに報告事項にて御説明したとおり、関連する青梅市立学校運営連絡協議会設置要綱について、併せて廃止といたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認たまわりますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校運営連絡協議会の廃止に伴う関係教育委員会規則等の整備については承認されました。

7 青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の7を議題といたします。

青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、協議資料7を御覧いただきたいと思います。

改正の理由でございますが、現在、青梅市立学校施設の開放を行っている施設として、今井小学校および第二中学校の音楽室がありますが、その施設を開放するに当たり、防犯上の理由から開放施設を改めるものであります。

改正の内容でございますが、学校開放の対象とする学校施設から、青梅市立第二中学校第二音楽室を削るほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

実施期日につきましては、令和7年4月1日であります。

新旧対照表につきましては、後ほど御覧をいただければと思います。

今回改正する第二中学校の音楽室は、同じく開放している施設である屋内運動場のように施設

単体での機械警備となっていないため、音楽室がある校舎内の他の教室へも出入りができてしまうものによるものでございます。よって、第二中学校の校長先生より、開放施設から削除してほしい旨の連絡がありましたので、こちらを削るものでございます。

ちなみにもう一つ開放しております、今井小学校の音楽室は、体育館と同じように別棟で建てられているため、施設単体での機械警備が可能となっているものでございます。

なお、ここ数年、第二中学校への学校開放の登録団体はなく、もちろん利用実績もないということでございます。

説明は以上でございます。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則については承認されました。

日程第5 議案審議

議案第32号 青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案審議に移ります。

議案第32号を議題といたします。

青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱についてを説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第32号、青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について御説明させていただきます。

議案第32号を御覧ください。

青梅市立学校施設のあり方審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱しようとするものでございます。

別紙、審議会委員名簿を御覧いただければと存じます。このたび、委嘱する委員は名簿に記載の8名で、全員が再任となっております。また、全部で14名なのですが、今回記載のない条例第3条第2号の青梅市立学校長の2名以内については、現在、小中校長会にて協議中でございます。

同条第6号の市民4名以内につきましては、3月21日まで募集を行ったところ、20名の募集がございました。こちらにつきましては、3月28日に公開抽選を実施予定でありまして、そこで決定する予定でございます。

よって、この6名につきましては、次回、令和7年度第1回定例会にて再度お諮りをさせていただきたいと考えております。

1枚目に戻りまして、委嘱期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。

ます。

大変雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

今回の定例会にて、追加の委員を6名審議するということですね。

それでは、御質疑ないようですので、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第32号、青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

議案第33号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案第33号を議題といたします。

青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について説明をいたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、議案第33号、青梅市図書館運営協議会委員の委嘱についてを御説明申し上げます。

青梅市図書館運営協議会委員名簿を御覧いただきたいと思っております。

左側の現任のほう、下から2段目になりますけれども、空欄のところがございます。武藤委員と沖川委員の間になってございます。こちら、前任の委員さんの退職に伴いまして欠員となつてございましたので、右側の改選にありますとおり、下から2段目、知識経験者枠というところで、中島健士郎さんが新たな委員になるものがございます。こちら、前任者の退任に伴って残任期間の委員を補充するというものがございます。

説明は以上になります。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第33号、青梅市図書館運営協議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

議案第34号 青梅市スポーツ推進委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案第34号を議題といたします。

青梅市スポーツ推進委員の委嘱について説明をいたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 議案第34号、青梅市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。

本件につきましては、本年度末をもって1人の委員が海外赴任により退任することに伴い、後任として新たな委員を委嘱するものであります。

2枚目の別紙、青梅市スポーツ推進委員名簿を御覧ください。

右側の選出区分で、第8支会の選出分となります。氏名の新旧の列で第8支会の2人目、三角委員さんが退任され、原島茂さんを新たな委員として委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、前任者の残任期間となる令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

推薦はどこからあるのでしたっけ。

【スポーツ推進課長（中村）】 第8支会の支会長のほうから推薦していただいております。

【教育長（橋本）】 分かりました。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第34号、青梅市スポーツ推進委員の委嘱については原案どおり可決されました。

【教育長（橋本）】 次に、先ほど協議事項の2、協議事項の3、協議事項の6および協議事項の7の4件が承認されたことに伴い、議案が4件追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に議案第35号、青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、議案第36号、青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正について、議案第37号、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、および議案第38号、青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを追加したいと思います。ですが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認め、本日の日程に議案第35号から議案第38号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

議案第35号 青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について（追加）

【教育長（橋本）】 それでは、議案第35号を議題といたします。

青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第35号、青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

本案は、先ほど協議資料2にもとづきまして御説明申し上げ、御協議いただき、御承認を賜った規則の一部改正につきましての議案でございます。

内容等につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第35号、青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

議案第36号 青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正について（追加）

【教育長（橋本）】 次に、議案第36号を議題といたします。

青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正についてを説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第36号、青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料3にもとづきまして御説明申し上げ、御協議いただき、御承認を賜った規程の一部改正につきましての議案でございます。

内容等につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第36号、青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正については原案のとおり可決されました。

議案第37号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について （追加）

【教育長（橋本）】 次に、議案第37号を議題といたします。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 議案第37号、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

内容につきましては、先ほどの協議資料6で御承認いただいたとおりであります。

こちらの内容につきまして、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

す。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第37号、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

議案第38号 青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（追加）

【教育長（橋本）】 次に、議案第38号を議題といたします。

青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

【社会教育課長（平岡）】 議案第38号、青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本件につきましては、先ほど協議事項7で御審議いただき、御承認していただいた内容となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第38号、青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

再 日程第3 教育長報告事項

1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について（教育総務課・指導室）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項の1、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、青梅市教育委員会事務局職員および青梅市立小中学校教職員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第3条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は、人事案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思います。

つきましては、教育長報告事項の1を非公開とすることについて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定をいたしました。

ここで、関係する職員以外の退席を求めます。

なお、今年度最後の教育委員会定例会でございますので、退席職員は後ほど再入場する予定でございます。

[退 席]

【非公開】

【公開】

【教育長（橋本）】 これより会議を公開といたします。

以上で、予定されました案件については全て終了いたしました。

そのほか何かありますか。よろしいでしょうか。

【教育長（橋本）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、今後の予定でございます。

まず、4月2日の水曜日、新任校長紹介、午前8時50分から、会場、教育委員会会議室でございます。

続いて、9時15分から教職員の辞令伝達式、こちらは市役所2階会議室でございます。

続いて、4月8日の火曜日は、中学校入学式。

4月9日水曜日、小学校の入学式。

そして、4月18日金曜日、次回、令和7年度第1回教育委員会定例会、こちら午後3時からの開始となりまして、会場は、こちら教育委員会会議室でございます。

今後の予定は以上でございます。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で、本日の日程は終了いたしましたので、これをもちまして閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後3時40分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員